

整理No	種類	■意見、質問等	■ご回答
1	審査について	審査時間はどのぐらいかかりますか。	規模や用途、ご申請の時期により異なります。 お手数ですが、事前にお問い合わせをお願いします。
2	審査について	図面等の訂正分をメールで確認してもらうことはできますか。 (電子申請以外)	メールにて訂正図書の事前確認は可能です。 ただし、弊社にて図書の差し替えは行えませんので、ご注意ください。 基本はご来社いただいて図書の差し替えをお願いしています。 (遠方でご来社が難しい場合は、審査担当者にご相談ください。)
3	審査について	物件の進捗状況を知りたいです。	弊社HPにあります「申請進捗状況 情報サービス」をご利用ください。 受付番号は、電子申請の場合は申請画面中央にあるERI受付番号、紙申請の場合は、引受承諾書や請求書に記載しております。 申請進捗状況 情報サービスについてはこちら
5	審査について	確認済証交付後に変更がありました。どうすればいいですか。	変更の内容により、各種届出、計画変更の申請など、必要な書類が異なります。提出の要否などご不明な場合は、担当者にお問い合わせください。
6	審査について	確認申請の変更内容が計画変更、軽微変更どちらに該当しますか。	誤記訂正や規則3条の2に該当する変更は軽微変更です。それ以外の変更は計画変更になります。 判断に迷う場合は、担当者までご相談ください。
7	審査について	受付は予約が必要ですか。	申請書のご提出のみであれば、予約の必要はありません。 ご相談などあります際は、ご予約をお願いします。
8	審査について	増築申請において、申請建物が既設建物と意匠上1棟建物となる場合の既設建物への構造遡及について教えてください。	既設建物への構造遡及については建築基準法第86条の7、建築基準法施行令第137条の2、平17国交告566号に記載されています。
9	審査について	(構造) 確認済証発行後の構造の変更が計画変更に該当するか軽微な変更に該当するかを教えてください。	計画変更に係る確認を要しない軽微な変更は、施行規則第3条の2に記載されている内容に該当した場合です。 詳しくは建築構造審査・検査要領（-確認審査等に関する指針 運用解説編- 編集 日本建築行政会議）のP52～79に記載されています。

10	審査について	(構造) 確認申請構造図書は構造計算適合性判定に提出した図書と異なる図書でもよいですか。	基本的に同じ図書でご申請ください。 指定確認検査機関では、構造計算適合性判定通知書発行後に、構造計算適合性判定の副本と、指定確認検査機関の正本の整合確認を行っているためです。
----	--------	--	--

整理No	種類	■意見、質問等	■ご回答
1	電子申請について	電子申請を始めたいのですが、どうしたらいいですか。	弊社HPにて、利用開始までの流れを動画でご案内していますので、こちらをご参照ください。 電子申請受付Webシステムのご登録後、ご申請をお願いします。 「電子申請のご案内」
2	電子申請について	電子申請と紙申請はどのように違いがありますか。	申請書類が「データ(PDF)」、「紙」の違いで、基本的なご申請の流れは同じです。ただし、建築確認申請の場合は、消防同意や構造適判との手続きの状況により多少の違いが出る場合があります。 弊社の電子申請受付Webシステムを使われることに最初は戸惑われる可能性もあります。まずは時間的に余裕のある物件でトライしていただくことをお勧めします。
3	電子申請について	電子申請で不可能な業務はありますか。	弊社にて行っている業務全般(※)が、電子申請に対応しております。 ※帳簿記載事項証明発行申請は電子申請に対応しておりません
4	電子申請について	電子申請と電子的申請の違いを教えてください。	電子申請は、申請図書を全てPDFデータで申請いただき、返却する申請図書もPDFデータになります。 電子的申請は、PDFデータで事前の審査を行い、審査済の印を入力したデータを返却いたします。審査後のデータを出力した書類（紙）で申請いただき、返却する副本は紙になります。 (成果物についてはQ8をご参照ください) 他の手続きなどの関係により本申請が難しい状況では、電子的申請を活用いただくことで、本申請後の手続きが迅速に行えます。
5	電子申請について	電子申請Webシステムにログインできません。	【ログイン・新規登録】をクリックするとセキュリティーパスワードの認証入力画面が表示されますので発行記の手順にてお進みください。 ユーザー名（上段）：eri パスワード（発行段）：eripasswordを入力し、【OK】ボタンをクリックします。 ログイン画面が表示されますので、登録のメールアドレス、パスワードを入力してください。

6	電子申請について	意匠を電子申請、構造を紙申請で申請することはできますか。	できません。 令和4年3月に改訂された建築確認電子申請ガイドラインより、提出書類の電子範囲が明確になり、確認申請書（図書）については、すべて電子で提出が前提になります。 ※建築工事届、行政事前協議書類、浄化槽設置届などの確認申請書（図書）に該当しない書類は書面提出ができます。 電子的申請では、事前審査の段階であれば、意匠を電子(PDFデータ)、構造を紙で提出いただくことは可能です。（Q4を参照ください）
7	電子申請について	申請データの形式はCADデータでもよいですか。	CADデータでの申請はできません。 申請書や図面は、PDF形式のファイルをご提出ください。
8	電子申請について	電子申請の成果物の返却方法はどのように行われますか。	確認申請では、申請図書(PDFデータ)は電子申請受付Webシステムにアップロードします。確認済証や検査済証は、別途紙面にて送付します。 住宅性能評価業務では、全ての成果物(データ)を電子申請受付Webシステムにアップロードします。（一部業務を除く）
9	電子申請について	メールのやりとりで電子申請を行う事はできますか。	できません。 電子申請では、申請図書は「電子申請受付Webシステム」にてやり取りいたします。 法律の解釈についての相談等であれば、メールや電話での相談も承っております。
10	電子申請について	確認申請が電子申請の場合、中間や完了検査の申請も電子申請になりますか。	電子申請、紙での申請どちらも可能ですが、せっかく確認申請図書がペーパーレスですので、各検査申請も電子申請としていただければ幸いです。
11	電子申請について	電子申請WEBシステムの登録メンバーを変更したい。 （自分でできることは自分でできるように誘導。）	閲覧許可機能をご活用ください。 申請の代表者様からメールアドレスを利用してメンバーを参加招待することで、物件単位で管理や共有ができます。
			閲覧許可機能についてはこちら

12	電子申請について	申請図書はどのようにまとめてアップロードしたらよいですか。	建築確認業務では、申請書、意匠図、構造図毎にPDFデータの作成をお勧めします。 また、複数のファイルの提出時は、ZIPファイルに圧縮すると、アップロードの作業がスムーズに行えます。 住宅性能評価業務の記載になりますが、こちらを参考にして作成をお願いします。
12	電子申請について	審査の質疑書はどのように通知されますか。	ご登録メールアドレスに、メールで通知します。 メールに記載しているリンクから、当該の物件へアクセスしてご確認ください。
13	電子申請について	訂正データはどのようにしてアップロードしたらよいですか。	【追加アップロード】ボタンより訂正データをアップロードください。 その際のアップロードは、新規申請と同様に、申請書や意匠図毎にPDFデータを作成し、最後にZIP形式に圧縮したファイルの提出を推奨しております。 (受信ファイル一覧の表示数が少なくなり、分かり易くなると思います。)
14	電子申請について	確認申請を電子申請で行った場合、軽微変更は電子申請で提出することになるのでしょうか。	紙申請と電子申請のどちらも受付可能ですが、確認申請と同じ申請方法でのご提出をお勧めします。 「軽微な変更説明書」は、中間検査もしくは完了検査の申請図書になるため、事前にご提出されている場合、中間検査申請書・完了検査申請書に合わせていただく必要があるためです。
15	電子申請について	軽微変更、建築主変更届などの各種届出も電子申請できますか。	できます。 該当物件の左発行ボタン、【追加申請】より新しいIDを作成し、申請種別は「届出等（取り発行げ届以外）」を選択してご申請ください。 ※中間・完了検査申請書と同時に提出される場合は、検査の申請IDでご提出をお願いします。
16	電子申請について	閲覧許可者は変更できますか。	変更できます。 変更したい物件の発行側にある【閲覧許可変更】のボタンから変更ください。複数選択はCtrlキーを押しながら選択で行えます。

17	電子申請について	申請した物件を取り発行することはできますか。	可能です。 対象物件の右発行にある【物件削除申請】ボタンより削除申請をお願いします。
18	電子申請について	電子申請と紙申請では、どちらが交付までの期間を短縮できますか。	交付までの時間に違いはありません。 ただし、建築確認申請では、消防同意や構造適判など弊社以外の審査の状況により多少の違いが出る場合があります。
19	電子申請について	電子申請管理システムで、データのダウンロードができません。	電話でお問い合わせください。 確認後に、ダウンロード期限を延長します。

整理No	種類	■意見、質問等	■ご回答
1	省エネ適判について	省エネ適判対象物件の「軽微な変更」は、どのような種類がありますか。	下記の3つがあります。 ルートA：性能が向上する ルートB：一定の範囲内で性能が低発行する ルートC：再計算をしないと適合が確認できない どのルートになるかは審査担当者に事前相談をお願いします。
2	省エネ適判について	「軽微な変更」の審査日数はどの位ですか。	規模、計算方法等、変更内容により異なります。 できれば完了検査の1カ月前までに申請書や図書のご提出をお願いします。 ご不明な場合は、審査担当者へお問い合わせください。
3	省エネ適判について	省エネ適判対象物件で、「軽微な変更」があります。「軽微な変更説明書」は完了検査の申請と同時に提出でよいですか。	「ルートA」「ルートB」は、完了検査申請書と同時提出で問題ありません。 「ルートC」は、完了検査の申請前に「軽微変更該当証明書」の交付が必要になりますので、事前にご提出をお願いします。

整理No	種類	■意見、質問等	■ご回答
1	検査について	検査を受けたいのですがどのように進めたらいいですか。	まずは検査のご予約をお願いします。 弊社HPの検査予約システムをご活用ください。（FAXでも可） 予約受付後は、後日担当者より連絡いたします。 また、申請書や必要書類のご提出をお願いします。 検査予約システム
2	検査について	検査をお願いしたいが何日前までに予約すればいいですか。	検査の目途が立ちましたら、お早め（2週間前）にご予約をお願いします。 通常、検査予定日の3営業日前に日程(検査時間)を確定しております。
3	検査について	中間検査・完了検査にあたり、E R I のHPに掲載されている、『中間・完了検査チェックシート（監理書類検査）』は必要ですか。 また、『建築設備工事監理報告書』の提出も必要ですか。	チェックシートは必須ではありませんが、検査をスムーズに行うためにご提出をお願いしています。 なお、『建築設備工事監理報告書』は、広島県内に建設の物件であれば不要です。 広島県内の建築物中間・完了検査時に必要な書類はこちら
4	検査について	検査の申込は、建築地が広島以外（県外）の申請も広島支店に申請できますか。	建築確認申請の検査は、確認申請を提出された支店へ、 住宅性能評価業務の場合は、建設住宅性能評価を申請された支店へ検査の申請をお願いします。 ご不明な場合は、審査担当者へお問い合わせください。
5	検査について	島根県の検査はどこから来られますか。	周辺の市町であれば、松江市内より現場へ伺います。広島支店からの方が近い現場（浜田市や益田市など）は、広島支店より検査員が伺うこともあります。

整理No	種類	■意見、質問等	■ご回答
1 全般		申請書作成ツールとは何ですか。	確認申請から検査申請までの必要な申請書類を、過去の申請書類データを元に容易に作成できるツールです。 また、物件の進捗管理を行う機能も装備されていますので、皆様の日常業務でお役立ていただけるツールになります。 詳しくはこちらをご参照ください。
2 全般		確認申請時に、申請書作成ツールで作成したデータを提出する場合、どの形式のデータを提出したらいいですか。	拡張子が".erict"となっているデータをご提出ください。
3 全般		受付の営業時間を教えてください。	9：00～17：00です。 事前相談や書類の差替えは、担当者にご予約の上、15：00までにご来店をお願いします。
4 全般		確認申請の手数料が知りたい。	弊社ホームページにて『手数料算定ツール』を用意しておりますので、ご活用ください。 なお、詳細なお見積りが必要な方やご不明な点がございましたら支店へお問合せください。 手数料算定ツール
5 全般		確認申請の手数料について見積書を作成してほしい。	『見積依頼書』を作成いただき、メールにてご依頼ください。 見積依頼書はこちら
6 全般		申請書作成ツールでの提出データの作成手順が知りたい。	弊社HPにあります確認検査の申請書作成ツールよくあるお問い合わせQ7を参照ください。 よくあるお問い合わせQ7
7 全般		確認済証、検査済証の写しをPDFデータでメール送信してもらうことはできますか。	事故防止のため、メールで確認済証等の写しを送信することはお断りしています。（FAXでの対応も同様です。）